

広島県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県条例第二十六号

### 広島県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

広島県感染症診査協議会条例（平成十一年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「及び同条第七項」を「、同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第八項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。